

IFRSのエンドースメント 手続、審議開始

—ASBJ

去る7月10日、企業会計基準委員会は第268回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IFRSのエンドースメント手続

企業会計審議会から6月19日に公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(「当面の方針」)を受けて、事務局から「IFRSのエンドースメント手続に関する計画の概要(案)」(「計画案」)が提示された。

(1) 計画案の概要

計画案では、新たに作業部会を設け、個々の会計基準について、「当面の方針」で示された「エンドースメントする際の判断基準」に従って検討したうえで、必要に応じて削除または修正して採択することとされている。なお、日本語により作成される予定。

対象は、IFRS、IAS、IFRIC、SIC。概念フレームワークを含めるかについては、他国におけるエンドースメントの取扱い等を分析して検討することとされている。さらに、「会計基準の修正とならない範囲で、ガイドラインを作成することが考えられる」とされている。

また、計画案では、エンドースメント手続の完了目標として、次のようなスケジュールが提示されている。

- ① IASBにより2012年12月31日までに公表された会計基準…個別基準に関する検討開始からおおむね1年
- ② IASBにより2012年12月31日以後公表される会計基準…①の完了時に決定。最終的には、原則として公表後1年

(2) 審議内容

委員からは、「判断基準を絞らないと(1年では)難しいのでは」との懸念が示された。これに対して事務局からは、「主要な差異に限定されると思う」としたうえで、任意適用開始から4年を経過していることから、「実際に財務諸表を作成した作成者の実感等をしっかりヒアリングしていきたい」との説明がなされた。

また、日本語で作成することによって生じる問題や、「エンドースメント」と表現することを懸念する声も聞かれた。さらに、「エンドースメントされたIFRSの目的を明確にしないと、企業は様子見を続ける」との意見もある。

企業結合(ステップ2)

- (1) 非支配株主との取引に係る個別財務諸表上の取扱い
企業結合専門委での検討を踏まえ、「公開草案の提案を修正して現行の取扱いを維持する」ことが提案された。
- (2) 子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額の取扱い
現行基準や公開草案では、「子会社株式の一部売却時におけるのれんの未償却額を減額する」という考え方が採用されていた。しかし、追加取得時にのれんを追加計上しないこととの整合性などを勘案し、「減額しない」という考え方を採用することが提案された。

いずれも反対意見は聞かれず、提案どおりとなる見込み。

法人税基本通達等の一部改正、公表

—国税庁

税務

去る7月9日、国税庁は「法人税基本通達等の一部改正につ

いて(法令解釈通達)(課法2-4他1課共同、6月27日発遣)

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月12日(月)まで (10日、11日が土日のため)	① 源泉徴収所得税・特別徴収住民税の納付(7月分)	① 源泉徴収所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月2日(月)まで (31日、1日が土日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成25年6月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の確定申告 1ヵ月延長(平成25年5月期) 2ヵ月延長(平成25年4月期) ④ 消費税(課税期間1ヵ月ごと)確定申告(平成25年6月期) ⑤ 消費税(課税期間3ヵ月ごと)確定申告(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告納付(12月期) 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑦ 法人の消費税中間申告納付 直前前年税額4,800万円超 (1ヵ月ごと)6月期を除く 直前前年税額400万円超 (3ヵ月ごと)3、9、12月期	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)終了日は末日とする。 ③ 申告期限延長法人の納付延長期間は利子税が賦課されるので、事業年度終了後2ヵ月以内である法定期限内に法人税の見込納付を行う(通則法64①)。 ④~⑤ 消費税の課税期間特例選択届出書は変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑥ 中間申告納付は、納税額が法人税額10万円超、消費税額24万円超の場合である。
	(付記) 1 平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について法人税額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税の申告書を提出する必要がある。 2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税をあわせて徴収して納付する必要がある。	

を公表した。主な改正・新設項目は次のとおり。

- 法人税基本通達関係(改正)
- ① 貸倒引当金
 - ② 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却または法人税額の特別控除
 - ③ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除
 - ④ 雇用者給与等支給額が増加

した場合は法人税額の特別控除

②では、生産等設備を生産等活動に直接供される減価償却資産で構成されているものとし、本店、寄宿舎等は該当しない旨を明らかにしている。また、その一部が法人の生産等活動の用に直接供される共用資産は、そのすべてが生産等設備となる旨をあわせて明らかにしている(詳細は国税庁HP等を参照されたい)。

金融

より強い金融緩和策が望まれる欧州経済

欧州は7月4日、イングラント銀行(BOE)と欧州中央銀行(ECB)の2つの中央銀行が、今後の政策について見解を表明した。

BOEでは、カーニー総裁が就任した直後に開催された初めての金融政策委員会に合わせて、金融政策の先行き見通しを示す「フォワード・ガイダンス」という指針を、8月に開催される政策委員会の会合で議論すると発表し、ECBのドラギ総裁も理事会後の会見で、低金利政策の長期化を宣言した。こうした政策の方針に共通し

ているのは、いわゆる時間軸を設定して金融市場におけるイールドカーブのより長いゾーンの低下を促す狙いである。

その背景には、欧州ソブリンリスクが一応の落ち着きをみせているなかで、経済が停滞色を増してきていることがある。もちろん、7月に入ってポルトガルの関係が相次いで辞任し、国債利回りが急上昇する場面もみられ、債務不安は完全に払しょくされた状況ではない。しかし一方で、失業率が直近で12.2%と過去最悪になるなかで、一定の金融緩和効果を狙う政策が求

6月の日銀短観、大企業製造業DIが大幅改善

日本企業の景況感が大きく改善している。日銀が7月1日に発表した6月の企業短期経済観測調査(短観)によると、企業の景況感を示す業況判断指数(DI)は大企業製造業でプラス4となった。プラスとなるのは1年9カ月ぶり。3月の前回調査(マイナス8)に比べて12ポイント改善した。これで2期連続の改善となり、2011年3月調査(プラス6)以来の水準となった。今回の調査は日銀が4月4日に量的・質的金融緩和を導入した後では初めて、円安や株高の基調が定着し、輸出企業を中心に景況感が改善した。3カ月先の景況感もプラス10となっており、景況感の改善傾向は続きそう。

製造業景況感の3月に比べた改善ぶりを業種別にみると、鉄鋼がマイナス38からマイナス2、生産用機械はマイナス21からマイナス4、電気機械がマイナス17からマイナス4、といった具合だ。

内需関連業種の景況感も改善している。大企業非製造業のDIはプラス12と、前回から6ポイント改善した。これはリーマン・ショック前の08年3月調査(プラス12)以来の高い水準。財政拡大や金融緩和といった「アベノミクス」の恩恵を受けた建設が前回のプラス5からプラス14に、不動産もプラス16からプラス25に上がった。2014年4月に消費税増税が実施される可能性があるため、それを前に住宅の駆け込み需要が盛り上がりつつあることも不動産などの景況感改善につながっている。大企業非製造業の3カ月先のDIはプラス12と横ばいを見込んでいる。

84.2兆円と前年比3.8%増えた。現預金の増加が金融資産全体を膨らませた格好だ。企業のグローバル展開に伴い、対外直接投資残高が前年比1.2倍の55兆円と、統計が遡れる1979年度以来初めて50兆円を超えたが、全体として企業サイドの資金需要は鈍く、銀行などからの借入れは前年度比1.7%減の33.6兆円だった。

資産と負債の差額で表した、部門ごとの資金過不足状況を見ると、企業には新たに26兆円のお金が残った。この額は家計の22兆円を上回り、2年ぶりに企業が最大の資金余剰部門となった。一方、国・地方の資金不足額は12年度に新たに41兆円増加しており、企業と家計で余ったお金が国・地方の借金の穴埋めに向かった。

業況判断DIは景況感が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を差し引いた値で、全国1万社を対象に実施される。調査期間は5月28日から6月28日まで、5月下旬の株価急落や長期金利の上昇など金融市場が不安定になった時期に重なった。大企業

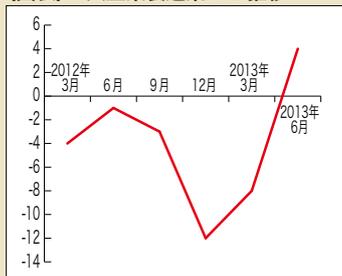
中小企業のDIは製造業が5ポイント改善のマイナス14、非製造業が4ポイント改善のマイナス4だった。

日本企業の3月末現預金
225兆円と、過去最高を更新

日本企業が保有する現金・預金残高が過去最高水準を更新している。日銀が発表した資金循環統計によると、今年3月末の残高は前年比5.6%増の225兆円となった。経済の先行きについて不透明感が強かったことから、稼いだお金を設備投資などに積極的に使わず、手持ち資金として保有する傾向が強まっている。

家計の金融資産の動きをみると、全体の残高は前年比3.6%増の157.1兆円になった。株高で手持ちの資産が膨らんだほか、投資信託の残高が1.2倍の71兆円になった。投信についても株高の影響があるが、新たな取得が4兆円あり、残高は過去最高を更新した。国債に関しては、金融機関の保有残高が1.3%増となる一方、家計は12.5%減少した。全体の国債残高は5.3%増の969兆円。こうしたなかで中央銀行の保有残高が前年比1.4倍の12.8兆円に急増したことが注目される。全体に占める保有残高比率は9.7%から13.2%に上昇した。黒田日銀総裁の異次元の金融緩和で、日銀の保有残高はさらに増加するとみられている。

(図表) 大企業製造業DIの推移



(出所) 日本銀行

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年7月5日	「移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)	国税庁	独立企業間価格を算定する際の利益指標に営業費用売上総利益率が追加されたことに伴う所要の整備等、その他所要の措置を講じるもの。あわせて、「連結法人に係る移転価格事務運営要領」の一部改正について(事務運営指針)も公表されている。	—
2013年7月9日	会計制度委員会研究資料第4号「時価の算定に関する研究資料～非金融商品の時価算定～」	JICPA	非金融商品、特に有形固定資産と無形資産について、その時価算定の方法およびデータの入手方法、ならびに時価算定の際の留意事項等の研究が行われ、検討経過がまとめられたもの。	—
2013年7月9日	消費税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	消費税関係法令の一部が改正されたことに伴い、消費税率の改正に伴う事項、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に係る事項等が整備されたもの。	—
2013年7月10日	監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」の改正について(公開草案)	JICPA	「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を踏まえ、不正リスクの評価と対応、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況等が追加されたもの。コメント期限は2013年7月23日まで。	—

められている。

さらに5月以降、米FRBの量的緩和策第3弾(QE3)の縮小の思惑から、米長期金利が上昇傾向にあるため、EU圏内の各国長期金利も連動して上昇する傾向がみられる。

このため、この観点からもイールドカーブのフラット化を促す政策が求められている。すなわち、今のEUからみるとアメリカの金融政策は、EU圏経済に対するリスク要因となっており、逆に日本の異次元緩和策は、そのマイナス効果を打ち消

し下支えする効果が期待されるものだ。

アメリカのQE3縮小に対抗する欧州の政策は、日米中央銀行が行ってきた非伝統的な緩和策、すなわち量的緩和策が選択肢として残っている。アメリカの緩和策縮小は徐々に市場に織り込まれる動きが顕著であり、景気の強気見通しにシフトしている米FRBからみると、避けては通れないだろう。したがって、ECBには市場が納得するような踏み込んだ緩和策が早急に求められる公算が高い。

株価の波乱要因は海外のみ？

証券

国政選挙中なのだから当然であるが、アベノミクスを巡る議論が絶えない。しかも、賛否が明確に分かれ、対立がきびしい。こうした経済政策の対立は珍しい感じがする。

ただ、実体景気の好転を告げる大型ニュースが相次いでおり、正面からアベノミクスを否定することは困難になってきた。なかでも景気好転を告げる日銀関係の情報が目立つ。

日銀は11日の金融政策決定会合で、景気判断を前月の「持ち直している」から今月は「緩やかに回復しつつある」に上方修正した。景気判断に「回復」の表現

が使われるのは2011年1月以来2年半ぶり。上方修正は7カ月連続である。

日銀の6月短観では、大企業製造業の業況判断は3月のマイナス8からプラス4へ大幅に改善、9月はさらにプラス10へ、前進する予想となった。少し前に発表された鉱工業生産、GDPなどの好転をさらに後押しする内容である。あの日銀が？といった印象を受けるほどの変貌振りだが、まさか首相や異色の日銀新総裁に調子を合わせたわけではない。こうなると、株価の波乱要因

は海外からしかやってこない

ということなのだろうか。世界経済の最近の予想として、国際通貨基金(IMF)が9日に発表した世界経済見通しがある。それによると、2013年の世界経済の成長率予想は、4月時点の3.3%から3.1%に引き下げられた。2014年は前回の4.0%から3.8%へ下方修正された。新興国の成長率低下やユーロ圏の景気後退の長期化がその理由である。

日本はアベノミクスの効果で、13年の成長率予想が1.6%から2%へ引き上げられた。14年は1.2%予想である。アメリカは景気回復期待が強まり、QE3という金融量的緩和策の縮小が議論されるようになっていくが、IMFは13年の米経済成長率を0.2ポイント下げた1.7%とした。今回、経済成長率が上方修正されたのは、主要国では日本のみであるようだ。

もつとも、IMFは日本が構造改革を実現できなかった場合、投資家の信認を失い、アベノミクスは世界経済へのリスクになるといっている。今後の経済運営は心してあたる必要がある。また、経済変動が伝えられて久しい中国や韓国などの景気の推移に一段と注意を払わなければならない。